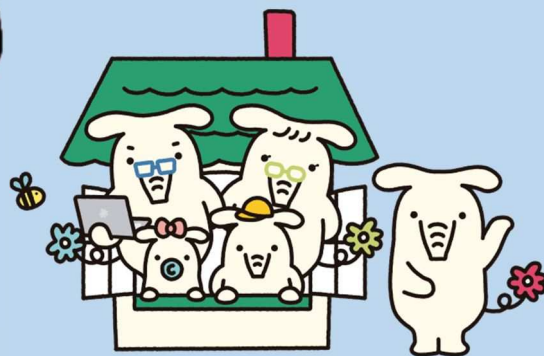


# リフォーム ローン

全期間固定金利



# 年 2.10%

(保証料別)

適用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

住宅の新築、建売購入、中古住宅購入、倉庫建設、増改築、補修、他金融機関からの借換、空き家の解体など幅広くご利用いただけます。

そろそろ水回りのリフォームを...  
住んでいない空き家を壊したい...  
などお悩み中の方は、  
ぜひお気軽にご相談ください。



インターネット仮審査はこちらから



詳しくは、各支店またはローンセンター（本店 営業推進課）までお問い合わせください。

JAふくおか八女 ローンセンター TEL. 0120-644-602

# リフォームローン商品概要

【基金協会保証型】	
お使いみち	本人または家族が常時居住するための住宅の新築、購入、増改築、改装、補修、改修、太陽光設置等を目的とする資金および空き家解体を目的とする資金 他金融機関の住宅・リフォームローンの借換資金 また借入に付随して発生する一切の費用
ご融資金額	10万円以上1,000万円以内(1万円単位) ただし、資金使途が住宅解体の場合は、500万円以内(1万円単位)
ご融資期間	1年以上15年以内 ただし、借換の場合は残存期間内。複数の借換対象資金をまとめて借換する場合は、加重平均した期間内。資金使途が居住していない住宅解体にかかる費用の場合は10年以内。
ご返済方法	元利均等返済 毎月返済、年2回返済および特定月増額併用返済のいずれか ※年2回返済は農業者のみ ※特定月増額返済時の特定月は6カ月ごと、または5カ月と7カ月、または4カ月と8カ月周期とする
ご利用いただける方	①正組合員および准組合員の方 ②借入時の年齢が満18歳以上66歳未満で、最終償還時年齢が76歳未満の方 ③前年度税込年収が150万円以上の方 ※自営業者は過去2年の所得が200万円以上であること ④同一勤務先に1年以上継続してお勤めの方 ※自営業者は2年以上継続して営業していること ⑤基金協会の保証が受けられる方 ⑥原則として当JAが指定する団体信用生命共済に加入が認められる方(貸付金額500万円以内の場合は除く)
保証	①基金協会の保証料が別途必要となります。 ②土地および建物が家族名義の場合は、所有者の方に連帯保証人になっていただきます。ただし、貸付金額が500万円以下の場合を除く。 ③所得合算者は連帯債務者、または連帯保証人になっていただきます。
その他	原則として当JAが指定する団体信用生命共済に加入していただきます。 (一般団信保険料はが負担します) ※太陽光発電システムの設置は、原則として住宅の屋根に限る。

【ニコス保証型】	
お使いみち	本人または家族が常時居住するための既存住宅の増改築・改装・補修を目的とする資金、住宅関連設備等の設置等を目的とする資金および空き家解体を目的とする資金ならびに他金融機関・信販会社等から借入中の住宅ローンおよびリフォームローンの借換資金 また、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用等)
ご融資金額	10万円以上1,500万円以内(1万円単位) ※組合員外の方は500万円以内
ご融資期間	1年以上15年以内 住宅ローンの借換を含む場合は、20年以内。 なお、住宅ローン借換のみの場合は、残存期間+3年を上限。また、空き家解体ローンの場合は10年以内。
ご返済方法	元利均等返済 毎月返済および特定月増額併用返済のいずれか ※特定月増額返済時の特定月は6カ月ごととする
ご利用いただける方	①地区内に在住または在勤の方 ②借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方 ③継続して安定した収入のある方 ④ニコスの保証が受けられる方 ⑤その他当JAが定める条件を満たしている方
保証	①ニコスの保証料が別途必要となります。
その他	原則として当JAが指定する団体信用生命共済に加入していただきます。 (一般団信保険料はが負担します) ※太陽光発電システムの設置は、原則として住宅の屋根に限る。

《令和6年4月1日現在》